

都城市高城養護老人ホーム友愛園指定管理者候補者選定の概要

都城市高城養護老人ホーム友愛園の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和3年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人スマイリング・パーク

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市牟田町26街区16号

(4) 設立年月日

昭和45年5月20日

(5) 従業員数

375名

(6) 業務内容

◎第1種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、養護老人ホームの指定管理経営、養護老人ホーム経営）

◎第2種社会福祉事業（老人短期入所施設事業の経営、幼保連携型認定こども園の経営、一時預かり事業の経営、保育所の経営、老人デイサービス事業の経営、老人居宅介護等事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、小規模多機能型居宅介護事業の経営、生計困難者に対する相談支援事業、放課後児童健全育成事業の経営、病児・病後児保育の経営、小規模保育事業の経営、障害児通所支援事業の経営

2. 指定期間

令和4年4月1日 ～ 令和11年3月31日（7年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城養護老人ホーム友愛園 (都城市高城町石山4227番地)	敷地面積： 12,196㎡ 延床面積： 1,999.89㎡

(2) 業務概要

本施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定に基づき、おおむね65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等を入所させて養護すること、また虐待等により生命若しくは身体に危険が及んでいるもの又はおそれのあるもの、介護者の疾病その他の理由により一時的に介護を受けられなくなったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする。

また、入所した者（以下「入所者」という。）に対し、社会的活動に参加するための必要な指導及び訓練その他の援助を行い、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すとともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により適切な処遇が提供できるよう、次に掲げる項目について行うものとする。

- ① 入所者の受託及び退所等に関すること。
- ② 入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ③ 短期入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ④ 施設及び設備等を良好な状態で維持管理するとともに、積極的に環境整備を行うこと。
- ⑤ 本施設は、長年にわたり地域住民やボランティア団体等の活動により、入所者や職員との良好な人間関係が培われ、地域に密着した施設としての実績が積み重ねられてきていることから、今後も同様に継続していくこととし、市内の小・中学校、高等学校等の学習活動の場として積極的に利用してもらおうなど、地域社会に開かれた施設運営に努めること。
- ⑥ 施設における業務については、老人福祉法の精神に基づき養護を必要とする入所者へのサービスという観点から、公正・中立なサービスに努めること。
- ⑦ 本施設の管理・運営のあり方等を含めて、その設置目的を最も効果的に達成できるよう都城市と密接に連絡を取るものとし、都城市からの指導には従うよう努めること。
- ⑧ その他、施設の管理運営上、都城市長が必要と認める事項。

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和3年6月3日	第1回選定委員会開催
令和3年6月14日～令和3年6月30日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
令和3年7月5日	現地説明会
令和3年7月15日～令和3年7月30日	申請書類受付
令和3年8月16日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
令和3年8月19日	市長へ選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1 人
	税理士	1 人
	司法書士	1 人
	行政書士	1 人
	民生委員・児童委員	1 人
施設利用者代表		1 人

(3) 選定理由

令和3年8月16日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で「社会福祉法人スマイリング・パーク」が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的も十分に理解しており、積極的に施設の維持補修を行うなど利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・入所時から個別に入念なケアプランを作成する取組がなされていることにより、入所者視点に立ったサービスの提供が可能であること。また、そのこと

により入所者が自己肯定感を高める取組が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・維持費等と収入の差額が適切であり、適正な管理運営が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・ブレスト会議の設置により、責任体制の明確化が図られていることや、企業全体及び友愛園においての財産分析は良好であり安定しているといえること。

「選定基準5 地域に貢献する取り組みが確保されていること」

- ・自治公民館に加入することで、地域住民との交流を図る取組を行っていることや、家族などの面会率を上げる工夫がみられること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・養護老人ホームの看護師の配置基準は1名から2名に増員するなど、新たな取組に対する提案がなされていること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行い物的・人的の能力に関する項目について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。
- ・管理者の変更に伴う入所者等への不安解消のための取組についても提案されており、安定的な運営が期待できる。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		社会福祉法人スマイリングパーク			
1. 市民の平等な利用が確保されること	90	68.2	管理運営方針等	11	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営理念や経営方針は適切か。 環境に配慮した取組をしているか。
			平等利用	4	相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	204	165	入所者処遇の向上	14	利用者の自立度を維持向上させるための提案がされているか。 施設内の事故防止についての提案があるか。 利用者の処遇に関する計画が適正に作成されているか。
			サービス・利便性の維持向上	20	利用者サービスの向上について提案がされているか。 教養娯楽や行事などの取組が提案されているか。 利用者の家族との連携や交流機会の確保のための提案がされているか。 健康管理及び保健衛生面に関する提案がされているか。 利用者の生きがいづくり等の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	48	36.6	経費配分	8	具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力	150	121.4	物的能力	11	安定した運営が可能な団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。

を有していること			人的能力	1 4	個人保護情報、情報公開及び労働法令等十分認識しているか。
					組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
					従事者の指導育成、研修体制の提案がされているか。
5. 地域に貢献する取組が確保されていること	6 6	5 4	地域貢献	1 1	災害時の対応、連絡体制等について提案がされているか。
					地域や過程との交流の場に関する具体的な提案があるか。 地域貢献活動を行っているか。
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	4 2	3 3. 6	その他	7	施設内外に向けた新たな取組の提案や、地産地消など地域活性化に繋がる提案がされているか。
合計	6 0 0	4 7 8. 8		1 0 0	
〈参考〉：提案金額（単位：千円）	1 1 5, 5 5 9 千円		(令和4年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。